

平成13年第2回教育委員会記録

平成13年1月24日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成13年1月24日(水)午後1時33分～午後2時32分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫
職務代理者
委員 大藏 之助

欠席委員 (なし)

出席説明員 教育長 與川 幸男 事務局次長 松本 義勝
庶務課長 佐藤 博継 事務局参事 辻 武
学務課長 和田 義広 施設課長 秋葉 正行
指導室長 工藤 豊太 事務局副参事 田中 哲
社会教育課長 荒井 健一 中央図書館長 古川 正司
社会教育センター所長 伊藤 俊雄 中央図書館次長 杉田 治
事務局職員 庶務課係長 木下 淳 法規主査 能任 敏幸
担当書記 後藤 行雄

傍聴者数 5 名

会議に付した事件

- 議案第1号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第2号 地方自治法第180条の2の規定による区長からの協議について
- 報告案件 1 杉並区立小・中学校の通学区域の弾力化について
2 学校評議員制度について

委員長 平成13年第2回杉並区教育委員会定例会をただいまより開催いたします。皆さん方、お忙しいところお集りいただき、ありがとうございます。本日は、議案が2件と報告事項が2件予定されております。署名委員は宮坂職務代理者をお願いします。議事日程に従いまして進めさせていただきますが、議案第1号は「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」ということです。では、お願いします。

庶務課長 私のほうから、議案第1号についてご説明いたします。議案の朗読は省略をさせていただきます。議案第1号ですが、改正する規則の部分につきましては、昨年、児童手当法が改正されたということに伴いまして、改正するものです。今度の改正では、3歳から小学校に上がる前までについても児童手当の部分が、実は名称は児童手当ということではありませんが、児童手当相当として特例の給付を設けることになりました。

これに伴いまして、学校に勤務する県費負担教職員ということで、学校の先生方、事務の方、そういった方々の児童手当の事務手続について、これまでですと東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例ということで、区教育委員会でそれらを根拠にして行っているわけですが、特例に関する条例の一部改正ということで、昨年12月22日に公布、施行されております。

これらについて、これまでは東京都ということで行っていたわけですが、区教育委員会が処理するところになった部分について、改めて教育委員会から教育長に事務の委任を行うということで、規則の改正を行うものです。

適用年月日ですが、東京都教育委員会の事務処理の特例に関する改正条例と同様に、児童手当法の一部改正の法律が施行された平成12年6月1日からということですが、

この中で提案理由ということですが、いまご説明申し上げましたように、「児童手当法の一部改正に伴い、東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例が公布、施行されたため、規程整備をする必要がある」ということでの改正です。

委員長 ご質問、ご意見がありましたら、どうぞ。

大蔵委員 改正に伴う事務手続として、私は異議はありません。

委員長 よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 では、原案どおりお認めいただいたということにいたします。引き続きまして、「議案第2号 地方自治法180条の2の規定による区長からの協議について」。よろしくをお願いします。

庶務課長 議案第2号について、ご説明いたします。これにつきましても、議案の朗読は省略させていただきたいと思っております。議案第2号ですが、これは指定統計第13号に位置づけられている学校基本調査に係る事務に関することです。

先に、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律ということで、いわゆる地方分権一括法が施行されました。それに伴いまして、統計法とか施行令の一部改正というものが行われたところです。

学校基本調査の調査票提出の流れということで、今回、文部省制定の学校基本調査規則というもので、都道府県知事が必要と認めるときは、あらかじめ文部大臣に届け出て、調査票提出の系統を変更できる旨の規定があります。この規定に基づき東京都では変更を行いまして、東京都教育委員会から直接区教育委員会に調査を行っていたわけですが、先ほどの統計法などの改正を受けまして、この条文が削除されるということになりました。したがいまして、学校基本調査の調査事務につきましても、都知事および区長の事務という原則に戻ったわけです。

しかし、この調査は、学校に関する基本的事項についての調査が主な目的ということになるわけですので、従来の流れのように都教育委員会から区教育委員会にということ、そういった流れが好ましいということで、この流れを確保するために、東京都におきましても都知事から都教育委員会に事務の委任を伴う協議をいたしまして、同意を得ているところです。

今回の改正に伴いまして、区立の養護学校の調査につきましても、従来、東京都が行っていたものを区が行うこととするということの改正も併せて行っております。

本議案につきましても、東京都と同様に、長の権限に属する事務について、教育委員会に委任をするために協議を行うというものです。

委員長 議案第2号につきまして、ご質問とかご意見をお願いいたします。

教育長 要するに、これも法改正に伴う規程の整備ということでしょう。

庶務課長 はい。

教育長 はい、わかりました。

委員長 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議がありませんので、これにつきましてもお認め願いました。どうもありがとうございました。

報告事項に入ります。まず、「杉並区立小・中学校の通学区域の弾力化について」ということで、特命事項副参事からよろしく願います。

特命事項副参事 特命事項担当からご説明します。お手元に資料が数枚あると思いますが、まず1枚目に、表題が「杉並区立小・中学校の通学区域の弾力化について」ということでご報告いたします。昨年9月ですが、教育長に対して「杉並の教育を考える懇談会」の中間まとめが提出されました。その中で「魅力ある学校づくりに向けて取り組む必要がある事項」の1つとして、この表題にある「通学区域の弾力化」というものが盛り込まれました。これを受けて教育委員会事務局として、懇談会の幹事会を中心に検討をこの間してきたわけですが、今回、その「基本的な考え方」と「今後の進め方」について取りまとめたので、次のとおり報告いたします。

とに分けてありますが、1つにはその「基本的な考え方」を整理しております。これについては別添で2枚目以降にあとで詳しくご説明いたしますが、要約いたしますと、「通学区域の弾力化は、魅力ある個性豊かな学校づくりを通じ、学校の活性化を図る」「地域、保護者の学校づくりへの積極的な参画を進めるということと共に、子どもに適した教育を求める保護者の意向を尊重するしくみとして意義があると考えたので、今後、実施に向け検討をしていく」というのが基本的な考えです。

は「今後の進め方」ですが、1つには教育委員会の中で教育委員との意見交換をしていくということです。PTA、学校長と教育委員との意見交換を実施するということ。もう1つは保護者、学校長の意見聴取に関することですが、これにつきましてはPTAの協議会では連合協議会、校長会を通じて、広く保護者、学校から意見を聞いていく。大きな枠としては、今後の進め方はこういう形で進めていきたいという2点を示しております。

2枚目、別添になりますが、この間検討し整理した「基本的な考え方」ということで、かいつまんで説明をいたします。まず1番目に「背景」ということですが、現状の通学区域のことなのですが、現在子どもたちの就学する学校に

については、区で言えば区内に小・中学校が2つ以上ある場合は、教育委員会が指定することになっております。その際、教育委員会は、その指定が恣意的なものにならないように、あらかじめ各学校ごとに通学区域を設定して、それに基づいて就学校を指定しているというのが現状です。

この通学区域のあり方につきましては、地方分権あるいは規制緩和の流れの中で、国において弾力化に向けた答申などが出されております。平成9年には文部省から、各市区町村教育委員会において弾力的な運用が図られるような通知が出されております。

こうした状況の下なのですが、都内の区市におきましても、代表的なのは品川区の通学区域のブロック化、それ以外にも日野市であるとか豊島区などにおいて、就学する学校を選べる仕組みが現在導入されております。

こうした状況の下で今年度、「杉並の教育を考える懇談会」の中間まとめが9月に出されたわけですが、次のとおり、「子どもたちの通学したい学校の希望を聞く仕組みの検討に取り組む必要がある」という考えが示されております。いま、次のとおりと言いましたが、それが2に記しております。これは、懇談会の中間まとめで報告された「通学区域の弾力化」に関する部分の抜粋です。

「学校を活性化して」から始まりまして、「子どもたちにとって魅力ある学校づくりを進めるには、保護者、子どもたち、本人の意思にかかわらずいま、現状で学校が指定されている仕組みから、保護者、子どもたちの意思が尊重される仕組みに変える必要も考えられる」というのが前段です。現在は「特別の理由のある場合」、これは指定校変更制度ということで認めているわけですが、「今後は現行の制度を維持しつつ、子どもたちの通学したい学校の希望を聞く仕組みの検討に取り組む必要がある」というようなまとめになっています。「なお、弾力化については」云々とありまして、「保護者等の理解を得ながら検討されることが必要である」というようなのが概要です。

こうしたまとめを受けまして、私ども事務局としては、3の所ですが「学校希望制度」、これは括弧してありますが、弾力化を進めていく策の仮の呼称として「学校希望制度」ということで、大きな考え方をまとめました。1つの考え方は、現行の通学区域制度、指定校変更制度、これは維持する。そのまま残すということです。2番目には、それらの下に保護者が指定された学校以外の学校の希望をできる仕組みとして考えていきたい、ということがこの制度の骨

格として考えたことです。

4では、この制度の「導入の意義」ということで、4つほど考えたものをまとめてあります。1つ目は、「学校の意識改革がこのことによって進み、学校に新たな活力が生まれ、特色ある学校づくりが進むことにより、学校全体の活性化を図ることができる」。2つ目は、「保護者と学校との信頼関係をより一層深め、保護者の参画を得た魅力ある学校づくりを進めることができる」。3つ目は、「学校が地域の拠点として、保護者や地域に対し学校情報を積極的に発信することにより、開かれた学校づくりが推進できる」。4つ目は、「学校の魅力を高め、開かれた学校づくりを進める教育改革の一環として」、これから説明はありますが、「学校評議員制度の導入」、あるいは「特色ある学校づくりの支援策とともに、学校の自主・自律性を高め、学校と保護者・地域との絆を強めることができる」というような4点の意義を考えました。

その次の頁になりますが、「懇談会で示された課題」ということですが、中間まとめのなお書きで示されたことについての考えです。1点目が、「学校と地域の連携が後退するのではないか」という意見についてですが、私どもとしては、学校は選ばれる側に立ってこそ、地域のニーズを取り込んで、地域の人々と一緒に学校の魅力を高めていく努力が進んでくる。学校と地域の連携は、むしろ強化されていくものと考えると整理をいたしました。「また、保護者は主体的に学校を選ぶ」ということになりますので、「地域の学校を強く認識し、学校との連携を密にする契機になる」。また見方を変えますと、地域というのは「その地域の学校に通学する子どもだけではなくて、そこに住む地域全体の子どもを育てる場所である。したがって、通学区域外の学校へ通う子どもも地域の中で育てられていくものであり、そのことは通学区域の弾力化によって変わるものではない」という考え方です。

「学校格差が生じるのではないか」という意見もありました。これにつきましては、各学校の特色づくりを通じて教育内容が多様化することによって、これまでの進学のための学力といった単一の価値観というか、そういったものを前提にした学校格差の懸念は生じないものと考えたいと思います。

最後、6ですが、「学校希望制度の検討に向けて」ということですが、「この制度の検討に当たっては、次の事項などについて、関係者の意見を聴きながらまとめていくものとする」ということで、3点ほど主立ったものを挙げてい

ます。1つは「対象」。ここでは「新入生」ということで一応掲げてありますが、(2)は「希望できる学校の範囲」。これは、先ほど品川の話をちょっとしましたが、複数の通学区域をまとめてブロック化する案、あるいは「隣の通学区域を希望できる制度」などが現在あるようです。なお、他区市の取組みについては別紙のとおりで、あとでご説明いたします。3点目が「学校情報の提供」。学校を実際に選ぶ場合には、この学校情報の提供というものは大変キーポイントになると思いますので、学校公開、学校紹介の冊子、あるいはホームページの活用などについてのご意見を聞きたいと思っております。

いま(2)の所で「別紙1のとおり」ということで、他区市の取組み状況、動向ということで、次の頁に5区市ほどお示ししてあります。簡単に説明いたします。1点目は品川区の「通学区域のブロック化」ということで、これは平成12年度から小学校の新1年生を対象にすでに始まっております。区内を4つのブロックに割って、その中で就学すべき学校が選べるというような制度です。品川区では中学校につきましても、昨年6月、平成13年度の4月から区内全域の学校を希望できるという制度の実施を決定しております。

日野市の場合は、ネーミングが「選べる学校制度」ということになっておりますが、これは市内を4分割して、その中で選べるということになっておりまして、これは昨年6月に小学校・中学校、両方ともにブロックをつくりまして、小学校は8つ、中学校は4つのブロックから選択可能としております。これも平成13年度4月の入学生が対象としております。

3番目の豊島区なのですが、これは「隣接校選択制」というようなネーミングになっておりますが、昨年10月、従来、本来の通学区域の学校以外に、隣接する通学区域の学校も選べますよという制度の導入を決定しております。これも平成13年度入学の小・中新1年生から対象としております。

4つ目に足立区ですが、これはまだ正式な教育委員会の決定ではありませんが、昨年7月に「学校選択の自由化懇談会」というものを区では立ち上げたようで、その中で検討が進められ、この1月に最終報告書が教育長に出されたようです。今後は教育委員会のほうで正式決定する予定だ、というようなことを聞いております。

最後、5つ目、荒川区ですが、昨年11月、この場合は中学校だけですが、学校を選べる制度を導入するというような方針が決定されております。こちらの

ほうは、平成 14 年度、区内全 10 校から選べる制度を導入する考えであると聞いております。以上が報告の内容です。

あとに、参考資料 1 として「通学区域に関する法令等」、参考資料 2 として「通学区域の弾力化に向けた答申・通知等」ということで、主立ったものを年代順に並べてあります。こちらは、参考資料ということでご活用いただきたいと思います。

委員長 これについては、まだ検討の途中での、中間的な段階での報告というふうに承っていいわけですね。

特命事項副参事 はい、これまで私どもが考え方を整理してきたものと、今後は意見を聞きながら進めていきたいという報告です。

事務局参事 基本的な考え方を今回示させていただいたと。この考え方を基に、今後、PTA、学校関係者にご意見を聞いていきたいということです。

委員長 わかりました。まだまだ何度かここで協議する必要はあるわけなのですが、今日はそういう局面で、中間段階というふうに受け止めるということです。いろいろご意見があるでしょうから、承りたいと思いますので、どうぞご発言をよろしくお願いします。

教育長 これは、学校教育法施行令には指定しなければならないというふうに定めがあるわけです。ですから、このことについては今後ともこの施行令そのものの改正は文部省は考えてないわけでしょう。ですから、これはその前提の上でのことですね。そういうことですね。

特命事項副参事 そうです。

大蔵委員 手続に沿っていろいろ皆様のご意見を聞いてから、調整すればいいと思います。いまのところはご報告を聞きましたので、わかりました。

教育長 たまたま東京都内ではかなり動きが出てきているなど、いまお伺いしてそう思いましたが、これはすでに平成 9 年に文部省自らが、もう緩やかにやっていいよというようなことをわざわざ通知しているぐらいなので、規制緩和はもう大分前から始まっていると言っているのかもしれませんが、東京都以外の情報というのを何かお持ちだったら教えてもらいたいのですが。

特命事項副参事 私どもで確認していますのは、いちばん最初、平成 10 年に三重県の紀宝町、あと大垣市とか、導入の理由はいろいろあるようですが、他県の市あるいは町でも実施は行われているようです。

教育長 私が先ほど施行令の話をしたのは、文部省というのはどちらかと言えば、公立学校の歴史 100 年からあるわけですが、「行く学校はここですよ」と文部省のほうが出てきているのに、平成 9 年あたりから、これは中央教育審議会の答申もあるので、緩やかにしなさいよ、むしろしたほうがいいよというふうの流れが変わってきたというのが、文部省自らが言い始めたということが、従来の流れから言えば大変考えられないことを言い始めたんだな、そういう時代に入ったのかななどという感じも、施行令がありながらもそこまで言い出したかなという感じで、時代の節目というのを強く感じます。先ほど来、いろいろな効果等もありますが、いろいろなご意見もあろうかと思しますので、先ほどのご説明などはこれからの選択肢の 1 つなのかな、学校を元気にするという意味での 1 つの方向性を示す手がかりになるのかなと、そんな印象を受けました。

事務局次長 今日ご報告した内容は、PTAとか学校のほうに同じようにご説明をしていきながら、ご意見を出していただく。具体的には、この 1 頁目に書いていますが、教育委員の皆さまと懇談をするような時間も取っていききたいというふうに思っておりますが、その辺も了承していただきませんかということです。

委員長 そうですか。本区で活用している制度というのは、昭和 41 年とか、そういうふうなところで先ほどご説明があったような指定校変更制度というのを打ち出しているわけでしょう。

学務課長 指定校変更基準を持ってまして、それに基づいて弾力的に運用しております。ここ、だいたい毎年、指定変更の率は、少しずつ上がってきております。

委員長 ちなみに、何パーセントと言ったらあれですが、動きが入ってきているわけですか。

特命事項副参事 指定校変更は、今年度ですが小学校で 6.8%、中学校で 7.1%、これは平成 12 年度の新入の 1 年生だけの数ですが。ここ 5 年ぐらいは、いま学務課長からの回答があったとおり、徐々に伸びているというような傾向になっております。

教育長 ただ、指定校変更というのは、一定の理由を付して変更の申請をするわけなのですが、こういう弾力化の流れが最近、新聞報道等もありまして、私の

ほうには「指定校変更以外でなんで学校を選ばせないんだ」というお父さん、お母さんからの苦情といいますか、そんなこともいま来ているということもあります。ですから、指定校変更はあくまでも制度上あるわけですが、学校を自由に選んでいいよということには必ずしもならないわけですので、やはり制度的にそういうものを決めていかない限りは、理由も何もなくてあそこの学校がいいということでは、いまは選べないという形になっていますので、そういう意味で苦情が私どものほうには来ております。そうですね。

学務課長 これまでの指定校変更制度の取組みというのは、いま教育長から申し上げたとおりで、指定された学校に行けない事情がある場合に、ほかの学校に行っていただく。いま副参事のほうから説明したものは、そうではなくて、行きたいほうの学校の良さを見て選んでいくということですから、考え方が完全に変わるということになります。ただ、先ほど教育長が申し上げたとおり、現行の法制度は、こういった指定校変更制度、あるいは通学が複数ある場合の学校指定の制度というのは残っていますから、その法体系の中でどこまで希望制度といいますか、入るほうの学校で選んでいくという制度を組み立てていくかと、そういう検討だということをご理解いただきたいと思います。

委員長 いままでのそういう変更制度の理由づけみたいのを緩和するとか何とかになれば、実質的には同じような感じにはなるわけでしょう。

学務課長 実は私どもの区は、よその区、特別区全体の平均からも、この制度は比較的數字がまだ行っておりません。同じ指定校変更制度をやっている、先ほど言った數字に比べて倍近い、20%近いとかという区はありますから、そういった所はかなり弾力化をしても同じような数値かなと思うのですが、今年度の受付をいまちょうどしている最中なのですが、昨年度よりまた非常に受付が多くなっています。だから、どこまでこの數字が伸びるかにもよりますが、いずれにしても新しい制度を入れれば、それよりさらに本来指定された学校以外の所へ通う児童・生徒は増えるのかなというようなこともあります。ちょっと例がよくないかもしれないのですが、よその区の中では、例えば中学校へ入れるときは、定員枠を設けるようなこともありましたので、学校の施設との関係も兼ね合わせながら制度を考えていくというようなことも必要かもしれません。

委員長 わかりました。メリット、デメリットいろいろあって、双方検討して、総合的に決定、ディシジョン下していく、問題だと思います。そのプロセスに

において、先ほどご説明のあった「今後の進め方」という所でいろいろな情報を収集して、意見交換して、手続に乗せて、最終決定していくということですね。この辺は教育委員の皆さん方にもいろいろご協力願って、PTAとか学校長とかのご意見をお聞きして、ということもお認め願います。よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

委員長 引き続きご検討のほど、よろしく願いいたします。

2番目の報告事項「学校評議員制度について」、これは指導室長、よろしく願いします。

指導室長 学校評議員制度は、第15期中央教育審議会の答申の中で「開かれた学校」という提言を受けた形で、今後の地方教育行政のあり方の中で、これは平成10年9月に答申が行われました。その中で地域住民の学校運営への参画ということの具体的な方策の1つとして、このような学校評議員制度が提示されてきた経緯があります。

杉並区におきましても平成13年度から、この学校評議員制度を小・中におきまして導入したいという考えを持って、要綱等をいま作っている状況です。教育委員の皆さま方には学校評議員制度の導入について、一応こういう考えで要綱立てをしているということをご説明申し上げたいと思います。

杉並区におきましても、やはり次代を担う子どもたちの育成については、非常に重要な視点であるととらえております。また、21世紀ビジョンにおきましても、未来に拓かれたということで、子どもの教育についても1本の柱は通っております。そういうことが子どもに自ら学び、自ら考える力や、思いやりなど、豊かな人間性を育てていくというのが、誰にも共通した思いであるというふうに考えております。

ただ、いままでは、どちらかと申し上げますと、学校が、学校がというような状況が多かったことも事実かと思っております。今後は、校長が学校の自律性または自主性を持ちながら運営していくに当たりましては、学校、家庭、地域が共に手を携えて学校運営に当たるという視点は、ますます重要なポイントになるのではないかと私ども教育委員会としては考えております。そのような基本的な考えに立ちまして、今後より積極的に地域住民の皆さま方のご意向またはご意見を学校運営に反映させるために、各学校に学校評議員会を設置したいと考

えているところです。

評議員会の役割といたしましては、やはり教育に関することですので、校長の求めに応じて、このようなことが話し合われて、ご意見をいただくことになるのではないかと、3点ほど考えております。その1点は、学校の教育活動の実施にかかわること。具体的な例としては、当然学校は教育目標を立て、このような経営をしていきたいという計画も出されます。そういう大きな骨幹にかかわることについて。また、当然それから波及していく学習指導、生活指導、進路指導等、いろいろな部分の細部にわたって、いろいろご意見をいただくことが適切ではないかと考えております。

また、学校の運営に関することにつきましては、今後、学校は地域に開かれた学校、これは人材的なものにも施設的なものについても、やはり開放していくという姿勢は問われるのではないかと。住民や地域の皆さま方が学校に対してどのようなお考えを持っているのか、この辺は十分把握しながら学校運営をすることが必要である、ということについて皆さん方のご意見をいただくことも大事だと考えております。当然、学校も1つの大きな施設ではありますので、いろいろな学校の施設の管理とか開放等に当たって、より良い学校の施設とはどういうことなのだ、というご意見をいただくこともあるのではないかと考えております。

また、当然この3本は一応大きな柱立てにはしてありますが、これ以外にも学校に伴うご意見というのは多々あるかと思っておりますので、その部分についても話し合うことは当然のことだと考えております。

構成等につきましては、一応我々としましては、当然のことですが、教育に関して理解や識見を持っている方々の中で、地域の有識者、保護者、その他校長が認めた方から約10名ほど選出していただき、評議員会を構成するというのを考えております。当然、この中には会長、副会長ということ置き、これは評議員の方々の互選によって決められていくものであると考えております。任期と委嘱等につきましては、これは当然校長の推薦に基づいて教育委員会が委嘱行為をいたします。原則1年を任期とすると。ただ、いろいろな状況を鑑みて、再任することは妨げないというポジションを採りたいと思っております。回数等ですが、原則的にはどの学校もやはり学期には1回はきちんと開いていただく、ということが1つの視点です。ただ、いろいろな行事または授業、学

校も機動的に有機的な関連を持ちながら動いておりますので、その都度評議員の皆さま方にお知らせすることによって、必要に応じては集まっていただいて、また会合を開くということがあろうかと考えております。私のほうから以上概要ですが、ご報告申し上げます。

委員長 ただいまの学校評議員制度について、何かご意見とかご質問ありましたら、どうぞ。

宮坂職務代理者 決まった場合は、導入は何年度ぐらいになりますか。

指導室長 平成 13 年度、来年度からやっていきたいと考えております。

教育長 この 4 月からですね。

指導室長 はい、おっしゃるとおりです。

大蔵委員 これは報酬は出るのですか。

指導室長 報酬は出ません。

教育長 これは 2 に「学校評議員会の役割について」と書いてありますが、「評議員会」ではなくて「評議員の役割」ではないでしょうか。

指導室長 省令等では「評議員制度」、「評議員」というふうになって、「会」を付けてない。いまご指摘のとおりです。当然、お 1 人おひとりの意見を校長が必要に応じてお聞きするという立場であると思います。私ども教育委員会指導室で考えた部分にはその制度はきちんと担保いたしますが、皆さん方でお集まりになっていただいて、1 つの会というふうなご意向が、学校にとってはいろいろのご意見を反映させるには、いちばん適切ではないのかなというふうな考えを持ちまして、「評議員会」というふうに名称をしたいと考えております。

教育長 そうすると、2 の「評議員は校長の下において」という「評議員会は」ではなくて「会員」でいいのですか、表題と中身がちょっと違うかなと思ったものですから。

指導室長 1 つは、会という 1 つの大きな枠づけはあるかとは思いますが、私どもは評議員 1 人ひとりの自主性もあるという意味で、いま教育長が言っていたような意味合いの下で「評議員は」というふうな表記にしております。これは説明の概要ですので、要綱立てとは若干違うことはあるのです。

教育長 はい。あと、「校長の求めに応じて」なのだけれども、求めがなくても、地域のほうがい러ろいろな発信を学校側に対してしてはいけないのですか、「求めに応じて」ですか。これも概要ですから、あまり細かいことは言いませんが。

指導室長 いまでも地域の方やいろいろな方が、こういうふうなことはどうかということ、普段の教育活動の中や運営の中では校長と地域は結んでいるとは思いますが、そういうご意向を聞くということは構わないというふうに思います。ただ、ある程度、こういうふうな大きな経営上の状況になったときには、きちんとした視点を持って校長がしっかりそのポイントを持ったことでご意見を求めるという意味では、こういうことが必要ではないかなというふうには考えております。

教育長 開かれた学校を目指そうということなのでしょうから、いろいろな地域のおじさん、おばさん、お兄さん、お姉さんも含めて、普段着で学校に自由に出入りして、言いたいことが言えるというねらいもあるのでしょうか、またこんな雰囲気があってもいいわけで、「求めに応じて」だけではないのかなと。ということと、評議員の構成についての「地域の有識者、保護者、その他校長が必要と云々」というのも、もう少し緩やかにしてもいいのかなと。「有識者」と「保護者」というと、何か袂をある程度着ないとものが言いにくいのかなというのは、実はこの学校評議員制度というのはそういうねらいではないはずなので、いろいろな人がものを言えて、学校を元気にしていく、子どもたちを元気にしていこうという趣旨とすれば、これはあくまでも概要ですからいいですが、子どもたちに愛情を持つ地域の人たちとか、教育に熱意のある方とか、いずれにしろ子どもや、教育や、そういう諸々のことで熱心な方なら発言ができるし、選ばれるというふうな、もう少し緩やかな広がりがある、今後、要望などを作る際にもそのようなことがあってもいいのかなと。あまり堅くしてしまうと、また形式張ってしまって、せっかく制度ができたけれども、何か自主的な意見交換がないということも寂しいですから、そんな思いがちょっとありまして、そんな意見を申し上げました。これから何かお作りになるときに、参考になればと思います。

指導室長 貴重なご意見をありがとうございました。

委員長 評議員会の決定でいろいろ動くと思うのですが、位置づけというか全体だと、校長のアドバイザーみたいな感じになるのですかね。

指導室長 学校経営そのものは校長の権限ですので、当然、学校評議員会等は、学校を支援する、また校長に対して運営上の助言、いろいろなご意見を申し上げるというような立場になるうかと思っております。

委員長 だから、PTAというのもあるし、評議員というのもあるし、職員というのもあるし、そこら辺の相互関係というか、権限にまでかかわってくると思うのです。その辺位置づけを明確にさせておかないと、何かあとごちゃごちゃになって、トラブルの素になる場合があると思うのです、意思決定というときに。

事務局次長 そういう面では、施行規則で「校長の求めに応じて」というのを明確に書いている意味は、校長の権限を明確にしている点にあります。ただ、運用上、教育長のおっしゃったように、それに縛られるのではなくて、いろいろな意見交換をするということは、運用上可能かなと思うのです。ただ、要綱等にきちっと書くとしたら、この「求めに応じ」という文言は、権限の関係からいって外せないのではないかと思うのです。

宮坂職務代理者 これもかかわる問題でしょうが、評議員個々がいろいろな意見を出した場合に、上に答申するというか校長に言う場合、評議員個々の意見というより、評議員会の意見が集約されて答申されるのですか。この点いかがですか。

指導室長 いや、それは2通りあると考えております。当然、個々の委員のご意向もお伺いする、ということも貴重な場面かと思えます。また、一応1つのことをお互いに、これはどうだろうということ、その会としてこんなことをご提言したいというような立場があれば、その会もいまの状況の中ではメリットがあるのかなというふうに考えております。

宮坂職務代理者 当然、委員同士、違う意見も出てくるでしょうから、いいことかもしれない。

事務局次長 ただ、国の制度としては、最初に教育長がおっしゃったように学校評議員制度なわけです。我々、杉並区としては、評議員会というものを設置して、運営していこうという要綱立てにしたいということなのです。制度自体は、評議員個人個人が意見を述べるができるということです。

委員長 でも底流として杉並には、こういう固有名詞が付いてないけれども、似たような組織なり仕組みというのは見られるわけです。それをある意味で制度化するとか、いろいろな国の流れもあるし、いろいろな潮流というのがあるから、それに当てはめて正式なものにしていくというようなニュアンスの方が強いのではないのですか。

指導室長 委員長のおっしゃるとおりでして、この評議員制度そのものの導入は平成12年度の4月1日からというような経緯もありまして、それをとらえて学校としては、今後、自分たちの開かれた学校、自立性ある学校ということを目指して、校長のリーダーシップの下で、いま委員長のおっしゃったようなことに取り組んでいる学校も多く出てきていることは事実です。また、そういう意味で、いろいろなご意向を聞きながら、学校経営に反映しているということも、実態的には多くあります。

教育長 それとの関連で、現行でも地域の声などを聞くような組織は、いま現在どんなのがありましたか。それとこれとの関係はどうなるのかなと思って、それを伺いたいですが。前には地域教育懇談会というのがあったと思いますが、いまそれはないのですか。

社会教育スポーツ課長 いや、それは生きています。

教育長 その辺のところ、その関連で何か類似のものがほかにもあるのではないかなと思って。それとの関連で、評議員会ができるのと、そちらは廃止するのか、継続するのか、その辺を聞きたいと思ったのですが。

社会教育スポーツ課長 いま、地域教育懇談会ではなくて、地域教育連絡協議会というふうな。これは平成11年から変わっておりまして、いま現在、地域での教育課題に関する幅広い連絡調整とか、企画の充実とか、情報交換を行うというふうなことを目的で、各中学校区単位に運営委員会を設けまして、教育委員会と共催でいろいろな事業を行っているということですので、評議員会制度とはまた異なる、要するに事業を行うというか、これは中学校区単位の中に各小学校も入って行うということですので、学校単位ではないということですので。

教育長 それは制度として今後とも生き続けるということですか。

社会教育スポーツ課長 そういうことです。

教育長 それしかなかったでしたか。ほかには学校での類似のものはなかったですね。

社会教育スポーツ課長 あとはございません。

教育長 わかりました。

宮坂職務代理者 根本に戻ってしまうのですが、いま各学校にルール化されているかどうかですが、PTAの会、父母の会、父兄会、名称はいろいろあると思うのですが、これは発展的にこういう形に持っていくということで、従来の父

兄会とか父母の会とか、そういうものはなくすということなのですか。それはまた別個ですか。

指導室長 それはやはり別ということで考えて、そちらのほうを消滅させるという考えではありません。

教育長 ですから、従来のPTAはそのまま各学校単位でいますべての学校にあります。これは言うなれば父母の会と言ってもいいと思いますが、まさにペアレンツとティーチャーの会は今後とも生き続ける。ただし、学校経営とか、施設とか、先ほどご説明のあったような、そういうところに積極的に地域の情熱のある方が世間に発信をしていただく、ご意見をいただく。若干辛口も含めてご意見をいただくという趣旨だろうと思います。

従来のやや塀の中の学校という、杉並辺りではそれはかなり壊したつもりなのですが、まだまだ学校情報が地域に開かれてないというようなことがあります。例えば、授業参観とよく言いますよね。そうすると、保護者の方は比較的學校から通知が行きますからわかるのですが、昔、私が卒業した何とか小学校の学校を見てみたいなと思っても、地域の方は知るチャンスは全くないのです。掲示板が学校の門とかにあるわけでもないですし、テレビや新聞で出るわけでもないですから。これからはインターネットなども活用していただけたらと思いますが、そういう意味では一見開かれていると言葉の上ではあるのですが、私たちは意外に自分の出た学校のことも含めて情報がないものから、こういう制度も1つの開くという意味でのきっかけづくりなのかなと。学校は、もっともっと地域の中で風通しが良くなる。ですから私は、これだけですべてとは思いません、これもその1つだろうと思いますが。そういう意味でその突破口ということでは、意味があるのかなと思っています。だから、インターネット、ホームページなどでも、どんどん情報を出してほしいなと思います。

そういう意味では、先ほどの話ではないですが、学校が子どもたちに選べると。親もあるいは選ぼうとするということで、選ぼうとするということは、学校が何してるの、どんな学校なのというのを当然知りたいわけですから、その知りたいという気持が、逆に学校側に、情報を、ではお伝えしなくてはいけないということになってくるので、これはそういうものとも絡む話かなと思いますが、もっと学校を地域に目標が全国的に開いていくという意味では、意味があるのではなからうかと思っています。

要綱などはいつごろ。また、教育委員会にお諮り願えますか。

指導室長 学校が今度の4月から動き始めるということになりますと、2月ぐらいの段階で一応きちっとしたものを固めて、学校関係等にご説明して、4月からという状況になるかと思えます。2月ぐらいにだいたい教育委員会の意思の決定した要綱が書ける。

教育長 大体目安は、いつごろになるのですか。

指導室長 一応、大体そのぐらいの目安です。

事務局次長 今日は考え方としてお聞きしたのを踏まえて、そういったものを要綱としてまとめるという形です。

委員長 研究奨励校とかああいう所へ行きましても、いろいろな総合的学習の一環として地域とのかかわり合いとかが最近多いですね。それでいろいろな方たちが呼ばれてきて、学校の先生代わりというか、先生みたいなこととか、アドバイザーになったり、いろいろ実質的にはある意味では動いているのだから。一方的にというよりも、キャッチボールの機会が増えるというのはいちばんいいことだと思います、そういった面で。格式張ったフローチャートの矢印だけで動くというよりも、実質面でどういうふうに地域と一体になった学校としての位置づけが形成されていくのか。それによっていろいろな青少年活動の問題とか、どんどん広げていくと社会教育的なことにまでかかわってきて、学校教育と社会教育と一体的になったり、この辺の地域の活性化にまで結びついていくことになって、かなり奥深い目的というのがあると思うのです。広がっていくと、何か全区的な組織にもまた発展しそうなものもね。

ほかにご意見はありますか。

(「なし」の声)

また、ご審議をお願いするような機会はあると思えますので、よろしく願いいたします。今日の教育委員会定例会の議事といたしますか、議題と報告事項というのは、これでよろしいのですね。

庶務課長 事務局のほうから。次回の予定ということですが、区議会の第1回定例会が開催されるということになってまいりますので、1月31日、9時から臨時会を開きたいというふうに考えています。これにつきましては、区議会との関係ですので、大きな議案としては、条例等の改正についてのものがほとんどになるかなと思っております。

教育長 この日は、部長会もあるし、ISO推進会議もあるのです。調整していくしかないですね。9時から同時間帯であるのです。ISO14000シリーズの並びの推進会議もあるのです。11時から区政功労者表彰もあるし、日程が大分重なっている部分があって、手分けしてということになるのですか。

庶務課長 大分ダブってくることもあると思いますので、そのようになっていくかと思います。スケジュールの関係で、実はその前ということにもなりませんし、その後ということも、それはスケジュール的にはできなくて、31日で本当にギリギリのところということです。

教育長 前の日とか、難しいのですね。調整したのですね。

庶務課長 実は条例の関係とか30日にならないと確定しないものもありますので、30日の夜の作業で議案として作るというようなことになっていますので。

委員長 今回は、臨時会として1月31日(水)9時からということですね。

庶務課長 もう1点ですが、前回、教職員表彰の審査会ということを開催させていただきましたが、今日、教育委員会終了後に再度審査会のほうをお願いしたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

委員長 これは追加分ですよ。

庶務課長 そうです。

委員長 わかりました。では、これで終了させていただいて、そのあとは教職員表彰審査会ということにします。